平成２１年（フ）第４３０１号
大阪府東大阪市吉田７丁目１番15号　村岡グリーンマンション403
債務者　喜多　真子（旧姓関本）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３０９号
大阪府枚方市岡山手町18番26―14号
債務者　松尾　　進
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３２８号
大阪市西淀川区姫島１―17―５　マンションＧＡＮＡＳ　４―Ｆ号、住民票上の住所神戸市須磨区竜が台１丁目１番地の２　33号棟301号
債務者　吉田　正美
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３８９号
大阪府交野市倉治７丁目27番３―101号
債務者　赤塚　美穂
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４２６号
大阪府交野市星田北６丁目６番12号
債務者　福井　文子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４５８号
大阪府守口市大久保町３丁目14番５号
債務者　岸下惠美子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４６２号
大阪市住之江区南港中３丁目４番13―602号
債務者　長嶺　一裕
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４６３号
大阪市大正区北恩加島１丁目19番20号
債務者　小林　竜雄
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５１０号
大阪市鶴見区放出東１丁目４番37号　101
債務者　小菅　晃寿
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５１３号
大阪府東大阪市東石切町４丁目12番５号
債務者　澤田　恭宏
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５１７号
大阪市東成区大今里３―２―18、登録原票上の住所大阪市東成区東今里２丁目８番16号
債務者　金沢昌保こと　金　　昌保
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５２５号
大阪市西成区南津守７丁目８番６号　アクティ玉出１Ａ
債務者　東　　孝之
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５４４号
大阪市住之江区南港中２丁目２番41―505号
債務者　荒木　仁美
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５４７号
大阪市西成区潮路２丁目１番26号　正光文化２階10号
債務者　青山こと　全　玲緒奈
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３７号
大分県佐伯市若宮町１番64号　若宮コーポ101号
債務者　泉　　里恵
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで　大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第１４４号
沖縄県那覇市字宇栄原561番地１　ほのぼの荘203
債務者　平田　明美
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４４号
岩手県釜石市大字平田第６地割６番地２
債務者　村越　厚子（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第７１６号
仙台市宮城野区幸町２丁目１番３号　桂荘202
債務者　伊勢千三子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係